

公益社団法人東京都医師会

理事（疾病対策担当） 殿

東京都福祉保健局健康安全部長

新型コロナウイルス感染症に関する対応について

平素より都の保健医療施策に御理解と御協力をいただき厚く御礼申し上げます。

新型コロナウイルス感染症に関する対応については、令和2年2月21日付31福保健感第1898号により、対応をお願いしているところです。

この度、令和2年2月27日事務連絡により、厚生労働省から行政検査の検査対象者等の事項に関して、通知がありました。

については、下記の要件に該当する症例がありました場合には、各医療機関の所在地を管轄する帰国者・接触者電話相談センターまで情報提供をいただけますよう、貴会所属の医療機関への周知方よろしくお願いいたします。

また、都内保健所、都内各病院及び各感染症診療協力医療機関に対しましては、本件について別途通知しておりますことを申し添えます。

なお、令和2年2月21日付31福保健感第1898号「新型コロナウイルス感染症に関する対応について」は、廃止します。

記

1 帰国者・接触者電話相談センターに報告いただく症例（報告要件）

下記のいずれかに該当する患者については報告をお願いいたします。

- (1) 発熱または呼吸器症状（軽症の場合を含む。）を呈する者であって、新型コロナウイルス感染症であることが確定したものと濃厚接触歴（※1）があるもの
- (2) 37.5℃以上の発熱かつ呼吸器症状を有し、発症前14日以内に対象地域（※2）に渡航又は居住していたもの
- (3) 37.5℃以上の発熱かつ呼吸器症状を有し、発症前14日以内に対象地域（※2）に渡航又は居住していたものと濃厚接触歴（※1）があるもの
- (4) 発熱、呼吸器症状その他感染症を疑わせるような症状のうち、医師が一般に認められている医学的知見に基づき、集中治療その他これに準ずるものが必要であり、かつ、直ちに特定の感染症と診断することができないと判断し（法第14条第1項に規定する厚生労働省令で定める疑似症に相当）、新型コロナウイルス感染症の鑑別を要したものの。

（※1）濃厚接触者は次の範囲に該当するものとする。

- ① 新型コロナウイルス感染症が疑われるものと同居あるいは長時間の接触（車内、航空機内等を含む）があったもの
- ② 適切な感染防護無しに新型コロナウイルス感染症が疑われる患者を診察、看護若しくは介護していたもの
- ③ 新型コロナウイルス感染症が疑われるものの気道分泌液若しくは体液等の汚染物質に直接触れた可能性が高いもの

(※2) 対象地域

WHO の公表内容から新型コロナウイルス感染症の流行が確認されている地域を指す。
詳細は、別紙「新型コロナウイルス感染症に関する流行地域について」参照

2 その他

下記のいずれかに該当する症例についても情報提供をお願いいたします。

- (1) 37.5℃以上の発熱かつ呼吸器症状を有し、入院を要する肺炎が疑われる（特に高齢者又は基礎疾患があるものについては、積極的に考慮する）
- (2) 新型コロナウイルス感染症以外の一般的な呼吸器感染症の病原体検査で陽性となった者であって、その治療への反応が乏しく症状が増悪した場合に、新型コロナウイルス感染症と疑われる
- (3) 医師が総合的に判断した結果、新型コロナウイルス感染症を疑う

3 帰国者・接触者電話相談センターについて

新型コロナウイルス感染症に感染した疑いのある方からの相談に対応するため、帰国者・接触者電話相談センターを設置しています。帰国者・接触者電話相談センターの連絡先、開設時間等詳細については、下記 URL を御参照ください。

東京都福祉保健局 HP「新型コロナウイルス感染症にかかる相談窓口について」
<https://www.fukushihoken.metro.tokyo.lg.jp/iryo/kansen/coronasodan.html>

4 厚生労働省関連事務連絡（別添参照）

- ・令和2年2月27日厚生労働省健康局結核感染症課事務連絡
「新型コロナウイルス感染症に関する行政検査について（依頼）」
- ・令和2年2月25日厚生労働省健康局結核感染症課事務連絡
「新型コロナウイルス感染症の検査に係る協力体制について（依頼）」
- ・令和2年2月7日健感発0207第1号厚生労働省健康局結核感染症課長通知
「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第12条第1項及び第14条第2項に基づく届出の基準等について（一部改正）に関する留意事項について」

(問合せ先)

東京都福祉保健局健康安全部

感染症対策課 防疫担当

電話 03-5320-4482

感染症診療協力医療機関管理者 殿

東京都福祉保健局健康安全部長

(公印省略)

新型コロナウイルス感染症に関する対応について

平素より都の保健医療施策に御理解と御協力をいただき厚く御礼申し上げます。

新型コロナウイルス感染症に関する対応については、令和2年2月21日付31福保健感第1898号により、対応をお願いしているところです。

この度、令和2年2月27日事務連絡により、厚生労働省から行政検査の検査対象者等の事項に関して、通知がありました。

つきましては、帰国者・接触者外来を設置した診療協力医療機関においては、下記の要件に該当する症例があった場合には、保健所（帰国者・接触者電話相談センター）から診察依頼がありますので、診療いただきますよう、また、診療に当たっては、標準予防策及び飛沫感染対策を徹底していただけますよう、貴院関係職員への周知方よろしくお願いいたします。

なお、当該患者の検体に係るウイルス遺伝子検査を実施する場合があります。また、情報提供いただいた症例については、都から厚生労働省に報告いたしますので、御承知おきのほどお願い申し上げます。

また、公益社団法人東京都医師会及び都内各病院に対しましては、本件について別途通知しておりますことを申し添えます。

なお、令和2年2月21日付31福保健感第1898号「新型コロナウイルス感染症に関する対応について」は、廃止します。

記

1 報告いただく症例（報告要件）

下記のいずれかに該当する患者については管轄保健所あてに報告をお願いいたします。

- (1) 発熱または呼吸器症状（軽症の場合を含む。）を呈する者であって、新型コロナウイルス感染症であることが確定したものと濃厚接触歴（※1）があるもの
- (2) 37.5℃以上の発熱かつ呼吸器症状を有し、発症前14日以内に対象地域（※2）に渡航又は居住していたもの
- (3) 37.5℃以上の発熱かつ呼吸器症状を有し、発症前14日以内に対象地域（※2）に渡航又は居住していたものと濃厚接触歴（※1）があるもの
- (4) 発熱、呼吸器症状その他感染症を疑わせるような症状のうち、医師が一般に認められている医学的知見に基づき、集中治療その他これに準ずるものが必要であり、かつ、直ちに特定の感染症と診断することができないと判断し（法第14条第1項に規定する厚生労働省令で定める疑似症に相当）、新型コロナウイルス感染症の鑑別を要したものの。

（※1）濃厚接触者は次の範囲に該当するものとする。

- ① 新型コロナウイルス感染症が疑われるものと同居あるいは長時間の接触（車内、航空機内等を含む）があったもの

- ② 適切な感染防護無しに新型コロナウイルス感染症が疑われる患者を診察、看護若しくは介護していたもの
- ③ 新型コロナウイルス感染症が疑われるものの気道分泌液若しくは体液等の汚染物質に直接接触した可能性が高いもの

(※2) 対象地域

WHO の公表内容から新型コロナウイルス感染症の流行が確認されている地域を指す。
詳細は、別紙「新型コロナウイルス感染症に関する流行地域について」参照

2 その他

下記のいずれかに該当する症例についても情報提供をお願いいたします。

- (1) 37.5℃以上の発熱かつ呼吸器症状を有し、入院を要する肺炎が疑われる（特に高齢者又は基礎疾患があるものについては、積極的に考慮する）
- (2) 新型コロナウイルス感染症以外の一般的な呼吸器感染症の病原体検査で陽性となった者であって、その治療への反応が乏しく症状が増悪した場合に、新型コロナウイルス感染症と疑われる
- (3) 医師が総合的に判断した結果、新型コロナウイルス感染症を疑う

3 診療した結果の報告先等

診療した結果については、依頼元保健所（帰国者・接触者電話相談センター）へご報告をお願いいたします。帰国者・接触者電話相談センターの連絡先等については、下記 URL を御参照ください。

東京都福祉保健局 HP「新型コロナウイルス感染症にかかる相談窓口について」
<https://www.fukushihoken.metro.tokyo.lg.jp/iryo/kansen/coronasodan.html>

4 ウイルス遺伝子検査

保健所（帰国者・接触者電話相談センター）への情報提供があった症例については、保健所と都感染症対策課で要件に該当することを確認の上、東京都健康安全研究センターにおいて患者検体のウイルス遺伝子検査を実施します。

5 事務手続きについて

- (1) 保健所（帰国者・接触者電話相談センター）からの連絡を受け、新型コロナウイルス感染症が疑われる患者を診察する。
- (2) 医療機関は「新型コロナウイルス感染症 連絡票」記入の上、依頼元保健所（帰国者・接触者電話相談センター）に報告する。
- (3) 依頼元保健所は報告要件に該当するかを確認する。
- (4) 依頼元保健所と都（感染症対策課）において協議の上、PCR検査実施の可否を決定する。
- (5) 依頼元保健所は医療機関に、PCR検査実施の可否について連絡する。
- (6) 医療機関所在地保健所は、医療機関と連絡を取り、当該患者の検体（原則として咽頭拭い液、可能な場合は喀痰も採取）を確保する。
- (7) 医療機関所在地保健所が東京都健康安全研究センターに検体を搬入する。
- (8) 東京都健康安全研究センターでPCR検査を実施する。
- (9) 検査結果は、依頼元保健所を通じ医療機関に伝達する。
※ 検体の搬入時間帯、検査結果により、結果伝達は翌日以降となる場合があります。
- (10) 検査結果が陽性だった場合は、医療機関から保健所へ発生届（確定例）を提出。

6 厚生労働省関連事務連絡（別添参照）

- ・令和2年2月27日厚生労働省健康局結核感染症課事務連絡
「新型コロナウイルス感染症に関する行政検査について（依頼）」
- ・令和2年2月25日厚生労働省健康局結核感染症課事務連絡
「新型コロナウイルス感染症の検査に係る協力体制について（依頼）」
- ・令和2年2月7日健感発0207第1号厚生労働省健康局結核感染症課長通知
「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第12条第1項及び第14条第2項に基づく届出の基準等について（一部改正）に関する留意事項について」

（問合せ先）

東京都福祉保健局健康安全部

感染症対策課 防疫担当

電話 03-5320-4482

都内各病院管理者 殿

東京都福祉保健局健康安全部長
(公 印 省 略)

新型コロナウイルス感染症に関する対応について

平素より都の保健医療施策に御理解と御協力をいただき厚く御礼申し上げます。

新型コロナウイルス感染症に関する対応については、令和2年2月21日付31福保健感第1898号により、対応をお願いしているところです。

この度、令和2年2月27日事務連絡により、厚生労働省から行政検査の検査対象者等の事項に関して、通知がありました。

ついては、下記の要件に該当する症例がありました場合には、貴医療機関の所在地を管轄する帰国者・接触者電話相談センターまで情報提供をいただけますよう、貴院関係職員への周知方よろしくお願いいたします。

なお、令和2年2月21日付31福保健感第1898号「新型コロナウイルス感染症に関する対応について」は、廃止します。

記

1 帰国者・接触者電話相談センターに報告いただく症例（報告要件）

下記のいずれかに該当する患者については報告をお願いいたします。

- (1) 発熱または呼吸器症状（軽症の場合を含む。）を呈する者であって、新型コロナウイルス感染症であることが確定したものと濃厚接触歴（※1）があるもの
- (2) 37.5℃以上の発熱かつ呼吸器症状を有し、発症前14日以内に対象地域（※2）に渡航又は居住していたもの
- (3) 37.5℃以上の発熱かつ呼吸器症状を有し、発症前14日以内に対象地域（※2）に渡航又は居住していたものと濃厚接触歴（※1）があるもの
- (4) 発熱、呼吸器症状その他感染症を疑わせるような症状のうち、医師が一般に認められている医学的知見に基づき、集中治療その他これに準ずるものが必要であり、かつ、直ちに特定の感染症と診断することができないと判断し（法第14条第1項に規定する厚生労働省令で定める疑似症に相当）、新型コロナウイルス感染症の鑑別を要したものの。

（※1）濃厚接触者は次の範囲に該当するものとする。

- ① 新型コロナウイルス感染症が疑われるものと同居あるいは長時間の接触（車内、航空機内等を含む）があったもの
- ② 適切な感染防護無しに新型コロナウイルス感染症が疑われる患者を診察、看護若しくは介護していたもの
- ③ 新型コロナウイルス感染症が疑われるものの気道分泌液若しくは体液等の汚染物質に直接触れた可能性が高いもの

(※2) 対象地域

WHO の公表内容から新型コロナウイルス感染症の流行が確認されている地域を指す。
詳細は、別紙「新型コロナウイルス感染症に関する流行地域について」参照

2 その他

下記のいずれかに該当する症例についても保健所（帰国者・接触者電話相談センター）に情報提供をお願いいたします。

- (1) 37.5℃以上の発熱かつ呼吸器症状を有し、入院を要する肺炎が疑われる（特に高齢者又は基礎疾患があるものについては、積極的に考慮する）
- (2) 新型コロナウイルス感染症以外の一般的な呼吸器感染症の病原体検査で陽性となった者であって、その治療への反応が乏しく症状が増悪した場合に、新型コロナウイルス感染症と疑われる
- (3) 医師が総合的に判断した結果、新型コロナウイルス感染症を疑う

3 帰国者・接触者電話相談センターについて

新型コロナウイルス感染症に感染した疑いのある方からの相談に対応するため、帰国者・接触者電話相談センターを設置しています。帰国者・接触者電話相談センターの連絡先、開設時間等詳細については、下記 URL を御参照ください。

東京都福祉保健局 HP「新型コロナウイルス感染症にかかる相談窓口について」
<https://www.fukushihoken.metro.tokyo.lg.jp/iryo/kansen/coronasodan.html>

4 厚生労働省関連事務連絡（別添参照）

- ・令和2年2月27日厚生労働省健康局結核感染症課事務連絡
「新型コロナウイルス感染症に関する行政検査について（依頼）」
- ・令和2年2月25日厚生労働省健康局結核感染症課事務連絡
「新型コロナウイルス感染症の検査に係る協力体制について（依頼）」
- ・令和2年2月7日健感発 0207 第1号厚生労働省健康局結核感染症課長通知
「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第12条第1項及び第14条第2項に基づく届出の基準等について（一部改正）に関する留意事項について」

(問合せ先)
東京都福祉保健局健康安全部
感染症対策課 防疫担当
電話 03-5320-4482

新型コロナウイルス感染症 連絡票 (Ver.6)

(東京感染症アラート検査対象患者 発生届)

(令和2年2月28日版)

報告年月日: 令和 年 月 日

担当医師名: _____

所属する医療機関名: _____

医療機関所在地・電話番号: _____

患者の属性

氏名 (イニシャル)	年齢	性別
居住地 (区市町村)	国籍	言語
所在地 (区市町村)	職業	
同居者の有無	有・無 (有の場合) 構成 [_____]	

チェック項目 (該当するものに ○、☑ を付けてください。)

* 発熱は 37.5℃ 以上

① 感染が疑われる患者の要件に該当

※ nCoV-19 流行地域は最新の通知で確認

<input type="checkbox"/>	ア 健康観察期間中の濃厚接触者が、発熱 または 呼吸器症状 (軽症含む) を有する
<input type="checkbox"/>	イ 発症前14日以内に、nCoV-19流行地域 (※) への渡航歴があり、発熱 かつ 呼吸器症状を有する
<input type="checkbox"/>	ウ 発症前14日以内に「nCoV-19流行地域 (※) の滞在歴がある人」との濃厚接触歴があり、発熱 かつ 呼吸器症状を有する
<input type="checkbox"/>	エ 感染症を疑う症状があり、集中治療に準ずる治療が必要で、直ちに特定の感染症と診断することができないと判断し、新型コロナウイルス感染症の鑑別を要する

② その他 (発生届の対象ではありません)

<input type="checkbox"/>	入院を要する肺炎	<input type="checkbox"/>	治療反応等から医師が判断	<input type="checkbox"/>	医師が総合的に判断	<input type="checkbox"/>	その他
--------------------------	----------	--------------------------	--------------	--------------------------	-----------	--------------------------	-----

症状 及び 経過

症状等	発症日: [月 日]	・ 初診日: [月 日]
	発熱 (最高): [°C]	・ 発熱 (最終): [°C]
	症状: (咳・痰・呼吸困難・鼻汁・鼻閉・頭痛・ 倦怠感・筋肉痛・関節痛・)	
	肺炎: (有・無・未実施 所見 ())	
	インフル ()、RS ()、アデノ ()、肺炎球菌 ()、レジオネラ ()	
経過: ()		
基礎疾患: [有 () ・ 無]		
重症度: [軽症・中等症・重症]	・ 入院予定: [有 () ・ 無]	

暴露歴

濃厚接触者	確定例 (検査中含む) 患者: [_____]
	接触時期: [年 月 日] ・ 健康観察期間: [月 日まで]
nCoV-19 流行地域 (※) への渡航歴	渡航期間: [年 月 日 ~ 年 月 日]
	入国日: [年 月 日] ・ 渡航目的: [_____]
	同行者の有無 [有・無] [同行者: _____ 名、家族・同僚・その他]
「nCoV-19 流行地域 (※) の滞在歴がある人」との濃厚接触	渡航者: [_____] ・ 関係: [_____]
	渡航期間: [年 月 日 ~ 年 月 日]
	接触状況: [_____] ・ 接触時期: [_____]

保健所記載欄

保健所名	担当者	電話番号
------	-----	------

検査実施時は下記も記載し、感染症対策課へFAXを送信してください。
送信しない場合、健安研で検体が受取れないことがあります。

① K-net ID :	※ 疾患名は「COVID-2019」を選択してください
② 健康安全研究センターへの搬入予定時刻	月 日 時 分頃
③ 検体の種類・採取日	<input type="checkbox"/> 咽頭ぬぐい液 (月 日 採取) <input type="checkbox"/> 喀痰 (月 日 採取)

〔別紙 1〕 新型コロナウイルス感染症検体搬入等方法について ver. 2

令和 2 年 3 月 4 日

1 検体採取から検体搬入までの留意点

(1) 検体採取

ア 原則、医療機関が検体を採取する。

イ 検体の種類は、原則として咽頭ぬぐい液もしくは鼻咽頭ぬぐい液（※）とし、可能な場合は喀痰も採取する。

※鼻咽頭ぬぐい液の検体容器の配布はないため、医療機関が鼻咽頭ぬぐい液を採取した場合に搬入することができることとする

ウ 検体容器及び採取方法については「検査診断の検体の採取法について（p.4）」を参照のこと。

(2) 採取後の検体の保管方法等

検体採取当日に健康安全研究センターへ検体搬入することが望ましいが、翌日以降の搬入となる場合の保管方法は、以下のとおりとする。

検体	検体容器	検査までの保存温度	
		≤48時間：冷蔵	>48時間：冷凍*
咽頭ぬぐい液	麻しん風しんの容器	翌日搬入：冷蔵	翌々日以降：冷凍*
	滅菌スピッツ又は試験管	翌日搬入：冷蔵	翌々日以降：冷凍*
鼻咽頭ぬぐい液	滅菌スピッツ	翌日搬入：冷蔵	翌々日以降：冷凍*
喀痰	滅菌容器	≤48時間：冷蔵	>48時間：冷凍*

* 冷凍は、できれば-80℃以下

2 検体容器について

咽頭ぬぐい液の検体容器については、保健所が配布する容器をご使用ください。

保健所に配布している指定の容器以外で提出する場合は、空の滅菌スピッツ又は試験管（おおむね 10cc 程度の大きさを目安とする：上記 A の容器など）を使用し、これに検体採取後の滅菌綿棒を入れてしっかり蓋を閉めて下さい。培地入りの細菌用容器（シードスワブなど）や、生理食塩水の入った容器の使用は、検査に適しません。

新型コロナウイルス感染症に関する流行地域について

令和2年3月4日

1 流行地域について

令和2年3月4日付31福保健感第1952号における「WHOの公表内容から新型コロナウイルス感染症の流行が確認されている地域」とは、中華人民共和国湖北省及び浙江省並びに大韓民国大邱広域市及び慶尚北道清道郡とする。